

「退職給付制度間の移行等に関する会計処理（案）」について

平成 14 年 1 月 18 日

厚生年金基金連合会

1. 確定拠出年金制度への資産を移換する場合の特例措置の要否について
（第 21 項）

確定給付企業年金法及び確定拠出年金法の制定により、企業は労使の合意に基づき企業年金を自由に選択できることとなっている。

企業会計は、投資家への適切な情報開示を目的とするものであり、制度の選択に関して中立的であることが必要である。

このため、確定拠出年金制度への移行を円滑ならしめるために特例措置を導入することの要否は、確定拠出年金制度への資産の移換が日本独自の制度であり、その趣旨と企業会計の中立性に照らして判断すべき事項と考える。

2. 減額の会計処理について

（1）企業会計審議会の「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成 10 年 6 月）（以下「意見書」という。）では、給付水準の引下げ等によって退職給付債務が減少する場合も、給付水準の引上げ等により退職給付債務が増加する場合と同様に、過去勤務債務として一定の年数により費用処理することとされている。

今回示された見解のように、過去勤務債務以外の取扱いを選択的に適用できるようにすることは、意見書の内容と異なることとなる。

（2）平成 10 年 6 月に企業会計審議会の意見書が出されてから、景気低迷の影響等により過去期間分を含む給付減額が増加しており、また、平成 13 年 6 月に確定給付企業年金法と確定拠出年金法が制定され、今後、厚生

年金基金の代行返上や適格退職年金制度の廃止による制度間の移行が行われるなど、退職給付制度において、意見書が出された時点では予想もされなかったような大きな状況変化が起きている。

- (3) 減額の会計処理に、意見書に基づく取扱い以外の取扱いを選択的に適用できるようにするかどうかは、現行の意見書の内容が、企業会計の中立性、国際ルールとの整合性、現在の日本固有の制度事情を適切に反映しているかどうかとの観点から判断すべきことと考える。

この際、貴委員会設立の趣旨に鑑み、厚生年金基金制度などわが国固有の制度事情と退職給付制度を巡る大きな状況変化や諸外国において自国の事情に配慮した退職給付会計基準を設定している動向を踏まえ、企業の負っている債務の実態を客観的かつ的確に反映し、中立的に機能する会計基準とするよう、貴委員会において、現在の意見書の内容について所要の見直しを行うこととされたい。

特に、日本独自の制度である厚生年金基金の代行部分の債務評価については、確定給付企業年金法の制定により基金継続時においても代行部分の債務が最低責任準備金であることが明確化されたことから、最低責任準備金で評価することとするよう見直されたい。

以上